

【報告】

## 共同訴訟から集合訴訟へ

小島武司／小林 学 共著

〈もくじ〉

はじめに

### I 共同訴訟

1. 現代型訴訟の登場
2. 共同訴訟の活用とその限界

### II 従来の集合訴訟

1. 選定当事者訴訟
2. 消費者団体訴訟

### III 新たな集合訴訟の制度設計に際して

1. 原告適格と判決効（被害者の加入態様）
2. 制度目的と手段
3. 手続構造
4. 集合訴訟モデル

### IV むすびに代えて

\*本稿は、2010年11月15日に中国・上海交通大学で開催された第5回東北アジア民事訴訟法学会国際会議における筆者らの共同報告「日本における群体訴訟—共同訴訟から集合的訴訟（collective action）へ—」に、その後の動向などを加筆したものである。

## はじめに

2006 年 5 月の消費者契約法の一部改正により、日本で初めての消費者団体訴訟制度が導入された。これは消費者団体による差止請求を認めて将来における損害の発生を予防しようとするものであって、すでに発生した損害の回復を目的とするのではない。もちろん、消費者個人に損害賠償請求権は認められるが、各人の賠償額は少額であるのが通常であり、被害者個人が実際に損害賠償請求訴訟を提起することは期待し難い場合が多い。

このような状況にあって、日本における消費者団体訴訟制度の創設は、大量少額被害ないし拡散利益の救済という局面における画期的な出来事であるといえる。それは、差止という限定領域にあるものの、社会現実のなかではその領域を超えて連動する可能性を秘めており、その現実の機能と政策的含意は、議論をさらに実効的な制度構築へ向けた新たな地平に移行する契機を孕むところに見出すことができる。確かに、消費者保護や環境保全などの大量少額被害の問題に対しては、日本では企業や業界の顧客対応等による自浄作用が高く、行政の果たす役割も依然として大きいうえに<sup>1</sup>、調停・あっせんといった ADR の拡充もますます進みつつあり<sup>2</sup>、また、訴訟という枠組みを超えて常に全体を俯瞰しながら考察しなければならない。しかしながら、訴訟以外の装置群が作動してその機能を発揮しうるためには、究極の救済手段としての訴訟が整備を怠らず、輝きを保つことが前提となる。

そうした観点から、現在、日本では、訴訟制度が拡散利益の救済機能をより一層果たすために、消費者団体訴訟において損害賠償請求を認めるべきではないか、さらには、アメリカ版クラスアクションなどを参考としながら集団的被害者救済制度としての新たな訴訟形態を創設すべきではないかといった方向での議論が盛んである<sup>3</sup>。

そこで、本報告では、共同訴訟形態を中心として活用した現代型訴訟の登場にさかのぼり、その後の大量少額被害の救済をめぐる近時の動向を眺め、根底の流れに触れてみたい。

## I 共同訴訟

### 1. 現代型訴訟の登場

1960年代から1970年代にかけて、それまでの急激な産業興隆の影ともいべき公害事件や薬害事件が日本全国で発生し、各地の法廷には、生命侵害や後遺症侵害などの重大な損害を被った多数者が原告となり、その賠償を企業等に求める、いわゆる現代型集団訴訟が数多く持ち込まれるようになった。たとえば、公害訴訟<sup>4</sup>としては、水俣病訴訟<sup>5</sup>や新潟水俣病訴訟<sup>6</sup>など、薬害訴訟としては、スモン訴訟<sup>7</sup>、サリドマイド訴訟<sup>8</sup>などが著名である。さらに、食品被害である森永ヒ素ミルク事件訴訟<sup>9</sup>も、当時耳目を集めた。

かくして、当時の日本には、ようやく「裁判の季節」が本格的に到来したかの観があった<sup>10</sup>。

### 2. 共同訴訟の活用とその限界

こうした現代型の集団訴訟の受け皿として、日本民事訴訟法は、伝統的に共同訴訟という形態を用意している（民訴法38条以下）。共同訴訟とは、一つの訴訟手続に数人の原告または被告が関与している場合をいい、同一の側に立つ多数当事者は共同訴訟人（さらに原告側であれば共同原告、被告側であれば共同被告）と呼ばれる。日本民事訴訟法が個別訴訟の手続を一本化して共同訴訟とした法意は、各共同訴訟人と相手方との間の各紛争が相互に関連する場合に、これらをひと括りにして同一手続内で審判すれば、重複審理の回避、訴訟経済、紛争の統一的かつ一回的解決の実現を期待しようという点にあり、その結果、裁判所のコスト削減および当事者のリソースの結合を図ることが可能となる。

共同訴訟人の全請求が一つの手続において審理されることから、一方で特定の共同訴訟人による、または、これに対する訴訟行為の効果をその他の共同訴訟人に及ぼす必要があるが、他方で他の共同訴訟人の手続

的利益にも配慮しなければならない。そこで、法は、紛争のタイプに応じて、相互に掣肘されることなく訴訟行為を行うことのできる通常共同訴訟 (39 条) (同時審判申出共同訴訟<sup>11</sup> [民訴法 41 条 1 項] を含む)、および、足並みを揃えて合一確定の要請される必要的共同訴訟<sup>12</sup> (民訴法 40 条) という二類型を設けている。

共同訴訟は、集団紛争の整合的かつ効率的な解決を一挙にもたらしうるという法の期待を受け、全体としての訴訟追行の負担軽減や争点の持つ社会的影響力の拡大という観点から、とりわけ、公害、薬害、消費者被害など、不特定多数の者に被害が及ぶ事件において、現に共同訴訟を推進するという選択が当事者側からなされることも少なくない。

もっとも、共同訴訟は、この種の事件解決にとって最適な選択肢というわけではなく、そこには自ずと限界のあることも否定できない。この点、まず、裁判所側からする裁判運営上の負担増が指摘されている。すなわち、訴訟の共同化は、訴状の送達に始まり、主張・証拠の整理、そして、判決書の作成に至るまで裁判実務の複雑化や混乱を招来することも少なくないというのである<sup>13</sup>。ただし、この指摘は、共同訴訟という道具立てにとって本質的なものではない。その危惧は、精密司法の因習のなかで涵養されたメンタリティーに由来する面が多分にあり、より広い視野からはそこに普遍性を無条件に見出すことはできず、現に学界においては共同訴訟人間における主張共通の原則の弾力化の動きもあり、共同訴訟に個別訴訟の法理を貫徹して過度に精緻な整理をする必要はないとの認識が広まりつつあるところである<sup>14</sup>。

つぎに、運営上の限界に言及されることもあるが、それは、共同訴訟といえども、所詮、個別訴訟の寄せ集めに過ぎないと観念されていることに起因する。すなわち、原告が何人であろうと、訴訟は、結局のところ、各人の権利 (損害賠償請求権など) の訴訟上の行使なのであって、前述のような生命侵害や重度の身体障害といった重大な法益侵害を結果する公害事件や薬害事件の場合には、被害者各人における提訴および訴訟追行のインセンティブは必しも小さくなく、しかも、そのことは訴訟支援活動 (各地の被害者団体の結成とそれらの連携など) への弁護士のコミッ

トメントに対する誘因となるのであって、そこには共同訴訟のポテンシャルを最大限に活用する契機を見出すことができる。さらに、同一事件の被害者らが各地裁に提起した共同訴訟が一定の有機的関連性をもった展開を見せ、個別訴訟の寄せ集めを超えて、後にみる集会的権利保護訴訟制度と同様の機能を果たしたことも、特筆に値しよう。それは、弁護士との協力の下で各訴訟を共同で準備したり<sup>15</sup>、あるいは、典型的な事件を取り上げて審理ないし判断し、その成果を他の同種の事件において利用するというモデル訴訟やピックアップ訴訟と呼ばれる工夫である。これは、複数の共同訴訟のうち一つを先行訴訟として本案判決まで進め（他の訴訟を事実上停止させる）、請求が認容されると、その判決の間接波及効として、他の共同訴訟において和解を成立させたり<sup>16</sup>、すでに行われた証拠調べの結果を流用し、または、これから証拠調べを共同で行うために弁論の併合・分離を利用したりするものである<sup>17</sup>。たとえば、新潟地方裁判所は、係属中の10件の新潟水俣病訴訟のうち一部についてまず訴訟を進め、その他の事件の期日を「追って指定する」としたうえで、証拠調べの終わりの段階で他の全事件を併合して、結局、合計10件の事件につき一括して判決を下した<sup>18</sup>。このような工夫は、特別の立法的手当てがなくても、当事者の協力さえあれば実施することができるものであり、集団大量訴訟に関する裁判運営上の工夫として実務の賢慮に裏打ちされていよう。さらに、たとえば、争点ごとにモデル訴訟を各地で起こし、それらが各争点を分担するなど、さまざまな活用によって広がりを見ることが期待される<sup>19</sup>。

しかしながら、その反面で、とりわけ消費者訴訟（製造物責任訴訟など）や環境保全訴訟などにおいてみられる、被害が不特定多数人に拡散しつつも、各人の被害は少額にとどまるという大量少額被害または拡散的利益の救済という局面では、先行訴訟の当事者や弁護士の負担があまりに大きいにもかかわらず、勝訴の場合でさえ経済的利益を期待し難いなど、万人向けの提訴動機を用意しえないという克服困難な障碍の存在は否定し得ない。

## II 従来の集合訴訟

そこで、大量少額被害の救済として、個別訴訟をベースに単にそれらを束ねるという既存のシステムによる便宜的対応ではなく、集合的権利の救済ないし個別的権利の集合的救済に特化した独自の訴訟形態—いわゆる集合訴訟 (collective action)—をさまざまに模索しなければならない。こうした集合訴訟制度として、日本民事訴訟法には、古くから選定当事者訴訟が存在しているので、まずはこれを概観するところからはじめたい。

### 1. 選定当事者訴訟

#### (1) 選定当事者訴訟の意義

選定当事者訴訟とは、共同の利益を有する多数者の中から全員を代表する者として選定された者 (選定当事者) が全員に代わって訴訟当事者となる訴訟をいう。これは、共同訴訟のように被害者全員が訴訟当事者となるとすると、訴訟の進行が煩雑となることから、選定当事者のみが訴訟当事者となり、その他の被害者 (選定者という) はこの者に訴訟を委ねて、訴訟に参加しないが、判決効を受けることにして (明文の許容する任意的訴訟担当)、手続上の簡素化を狙ったものである。

この選定当事者制度は、1890 年の初代民事訴訟法 (明治 23 年法律第 29 号 [いわゆる、旧々民訴法]) には存在せず、1926 年の 2 代目民事訴訟法 (大正 15 年法律第 61 号 [いわゆる、旧民訴法]) 制定の際に、当時のイギリス法の代表訴訟 (representative action)<sup>20</sup> を範型として新設されたものである。もっとも、共同の利益を有する者は、提訴して一旦訴訟当事者となった後に併合を待ち、選定により訴訟脱退するという仕組みであったため (旧民訴法 47 条 2 項 [現行民訴法 30 条 2 項])、提訴のインセンティブが極めて低い少額被害事件での利用は見込めず、しかも、先述したような生命ないしそれに準じる重大な法益が侵害された事件の

場合には、反対に、選定者として背後に退くよりは共同訴訟の当事者（共同原告）に名を連ねる方を選択するのが通常であり—つまり、選定（脱退）のインセンティブを欠く—、結局、選定当事者訴訟は機能不全に陥っていたといわざるを得ない。実際、立法当時に法廷を賑わせていた入会権などをめぐる多数当事者訴訟の簡易迅速化のための便法として立法化されたのであって、そこに大量少額被害の救済という立法動機は見られなかったという<sup>21</sup>。

## （2）大量少額被害の救済と選定当事者訴訟

そのため、民事事件一般を対象とする集合訴訟<sup>22</sup>である選定当事者訴訟は、1970年代、日本が本格的な大量消費時代を迎えるに至っても、集合訴訟本来の機能を果たすどころか、そうした期待をもたれることもなく、その利用は極めて低調であった<sup>23</sup>。

むしろ、各界を巻き込んだ議論は、当時、いち早く大量消費社会に突入して大量少額被害救済のための強力な制度—クラスアクション<sup>24</sup>—を発達させたアメリカ法に倣った立法化へと向けられて展開した<sup>25</sup>。もっとも、高度経済成長の緒に就いたばかりの日本社会にあっては、消費者保護等よりも経済発展が優先され、企業の営利追求にとって足枷となるような制度の導入には、とりわけ経済界を中心に警戒が強く<sup>26</sup>、制度化には至らなかった。

ところで、学界からは、消費者保護や環境保全の分野における拡散利益救済の必要性は喫緊の課題であって立法を待つ猶予はないとして、被害者各人からの授權を要せずに提訴前に紛争解決のための行為をしている者に当事者適格を認める紛争管理権説という考え方が提唱されたが<sup>27</sup>、実務の採用を見るには至らなかった<sup>28</sup>。また、局面は異なるが、環境破壊・汚染を惹起しうる開発の差止等を求める訴訟の原告適格を動植物等の自然物に認め、個人や市民団体等がその訴訟追行にあたるというアメリカでの試み<sup>29</sup>を受けて、1995年に奄美大島のゴルフ場開発の差止を求める訴訟（行政訴訟）が特別天然記念物のアマミクロウサギなどを原告として提起

されたが（「アマミクロウサギ訴訟」と呼ばれる）、原告適格がないことを理由に訴えは却下された（鹿児島地判平成 13・1・22）。その後も、同種の動物等原告訴訟が各地で提起されたが、いずれも却下されている<sup>30</sup>。

その後、1996 年の新民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の制定に際して、クラスアクション立法化の議論が再び組上に載せられたが、その濫用に対する懸念などのアレルギー反応<sup>31</sup>は未だ根深く、既存の集会的訴訟形態である選定当事者訴訟の活用を促進することで対処すべきであるとの意見が大勢を占め、結局、提訴を経由しない訴訟外からの追加的選定を認めることで（民訴法 30 条 3 項・144 条 1 項以下）、選定当事者訴訟制度を拡充する方向での改正が行われるに止まった。

### （3）追加的選定導入後の選定当事者訴訟の現状

選定当事者訴訟は、アメリカのクラスアクションのように、被害者各人が除外申出をしないかぎり当然に訴訟当事者とされる、いわゆる opt-out 型ではなく、彼らが判決効を享受するには積極的に加入申出という行動をしなければならない、いわゆる opt-in 型であるが、1996 年の新民事訴訟法は、追加的選定の許容によって opt-in のハードルを下げることで、opt-in 型クラスアクションの機能を発揮することを狙いとしていた。

しかしながら、その狙いも虚しく、旧法時代と同様に選定当事者訴訟はほとんど利用されないままであった。すなわち、opt-in 型であることの障壁は、提訴後において直ちにする選定（提訴不要）を認める程度では到底克服しえないことが実証されたわけである。不振の原因は、大量少額被害を受けた不特定多数人にとって、共同の利益を有する者による訴訟の係属を知らしめる広告制度の不存在<sup>32</sup>、自己の権利の救済を他人（選定当事者）の訴訟追行の帰趨に委ねることへの不安、あるいは、せっかく opt-in しておきながら選定者（潜在的当事者）として背後に追いやられる不満など、種々考えられる。即断は禁物であるものの、そこにはさまざまな集合訴訟制度を構築するうえでの貴重な示唆が存するを見逃してはなるまい。



## 2. 消費者団体訴訟

### （1）消費者団体訴訟の導入の経緯とその拡張

ほどなく、日本では司法制度全体を射程に入れた改革論議が盛んとなり、そこでは大量少額被害の救済策も検討された。すなわち、2001年6月の司法制度改革審議会意見書は、裁判所へのアクセス拡充の手段として被害救済の実効化を掲げ、そのなかで、少額多数被害への対応として、アメリカのクラスアクションおよびドイツの団体訴権（Verbandsklage）に言及したうえで、団体訴権の導入については前向きに検討すべきであるとしつつも、クラスアクションについては将来の課題として当面の検討作業を見送った<sup>33</sup>。

その後、違法行為の差止に係る団体訴訟制度の創設について、法分野ごとに検討が進められた結果、2006年の消費者契約法の一部を改正する法律（平成18年法律第56号）によって、消費者団体訴訟制度が新設され<sup>34</sup>、さらに2008年の消費者契約法の一部を改正する法律（平成20年法律第29号）によって、その差止請求の対象が特定商取引に関する法律（特商法）および不当景品類及び不当表示防止法（景表法）の一部に違反する行為にも拡大された。要するに、これは、事業者の違法な経済活動によって、不特定かつ多数の一般消費者が不利益を被るおそれのある場合、具体的には、消費者契約法の下における不実告知や不利益事実の不告知などを含む不当な勧誘行為、ならびに、不当契約条項の使用（同法12条）、特商法の下における訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等の各種の取引類型における不当な勧誘行為および不当な契約条項の使用（同法58条の4以下）、景表法の下における優良誤認表示や有利誤認表示といった不当表示（同法11条の2）が行われた場合に、消費者保護を目的とする一定の消費者団体に対して、その種の違法行為の差止請求など（現行法上は差止請求に限られる）、消費者利益の擁護のための訴えを提起する権能を付与するというものである。

以下では、この消費者団体訴訟を概観したうえで、若干の問題点に触れることにしたい。なお、とくに断らない限り、消費者契約法上のそれを念頭に置く。

## (2) 消費者団体訴訟の特徴

①内閣総理大臣の認定を受けた適格消費団体（以下、適格団体という）が（消費者契約法 2 条 4 項）、②不特定多数の消費者に対して不当な勧誘行為（同法 4 条 1 項以下）や不当な契約条項の使用行為（同法 8-10 条）を現に行い、または、行うおそれのある事業者に対して、③当該行為の差止（停止、予防、それに必要な措置）を請求しうること（同法 12 条）を基本的枠組みとして、この差止請求を訴訟を通じて行使するのが消費者団体訴訟のしくみである。消費契約法は、団体訴訟に由来する手続上の特例を定める。

たとえば、まず、訴訟物を差止請求権に限定し<sup>35</sup>、原告適格を内閣総理大臣の認定を受けた適格団体（同法 2 条 4 項）のみに認める点（同法 41 条）は、特例の出発点として重複を厭わずに確認しておきたい。

つぎに、適格団体は、請求の趣旨および紛争の要点などを記載した書面により、訴訟外で差止請求をしたうえで、その 1 週間経過後でなければ、提訴することができない（同法 41 条 1 項本文）。ただし、相手方が差止請求を拒んだときは、この限りでない（同条項但書）。早期の実態把握によって是正の機会を与え、迅速な紛争解決と取引の適正化を狙いとするものであり、現に事業者等が是正に応じて提訴に至らないことも多いという<sup>36</sup>。

消費者団体訴訟の管轄については、事物管轄は地方裁判所に認められるが<sup>37</sup>、土地管轄に関しては、一般原則に従って被告の普通裁判籍所在地によって決せられるほか（民訴法 4 条 1 項）<sup>38</sup>、一定の特別裁判籍も認められている<sup>39</sup>。

同一または同種の行為の差止請求に係る消費者団体訴訟が複数係属している場合に、裁判所は、相当と認めるときは、裁量によって移送する

ことができる（同法44条）。そのうえで、複数の適格団体により同一事業者等に対する同一内容の請求に係る訴訟が同一の事実審裁判所に数個同時に係属するときは、裁判所は、弁論および裁判を併合しなければならない（同法45条1項本文）。この特例は、複数の適格団体による重複的な差止請求訴訟の提起自体を禁じるのではなく、可能な限り手続を併合するように仕向けて審理の重複と判決の矛盾を回避し、被告の応訴負担を軽減して重複訴訟の弊害に対処するとともに<sup>40</sup>、証拠調べの効率化、被告の応訴負担の軽減を企図したものである。

適格団体は、差止請求に関して、裁判上の和解または裁判外の和解をしたとき、あるいは、請求の放棄や和解をしようとするときは、他の適格団体への通知および内閣総理大臣への報告をしなければならない（同法23条4項7・9・10号）<sup>41</sup>。これは、請求の放棄や和解は調書に記載されると確定判決と同一の効力が生じるので（民訴法267条）、他の適格団体は同一事業者等を相手方として同一内容の差止請求をすることができなくなり（消費者契約法12条5項2号）、特定の適格団体のした和解等が不特定多数の消費者に不利益となる危険に配慮して設けられた特例である。その制度趣旨から、和解や放棄により訴訟手続を終了させようとする適格団体は、他の適格団体との連携や協議を行うことが要請され、適格団体は、和解や放棄の内容その他必要な情報を消費者に提供しよう努めなければならない（同法27条）。

適格団体は、他の適格団体を当事者とする差止請求訴訟（前訴）における確定判決等によって既に実質的判断がなされている場合には<sup>42</sup>、同一の請求内容および同一の相手方に対する差止請求をすることができない（同法12条の2第1項2号）<sup>43</sup>。要するに、ある適格団体を当事者とする差止請求訴訟について確定判決があった場合、他の適格団体は差止請求権の行使を制限されるのである。これは、判決効の相対効の原則（民訴法115条1項1号）の例外として、判決効の主観的範囲について独自の拡張場面を創設したもの（訴訟法上の問題）ではない。実体法上の権利（差止請求権）を制限することにより<sup>44</sup>、ある適格団体に対する判決の効力が他の適格団体にも及ぶのに等しい結果へ至るにすぎない<sup>45</sup>。こ

れにより、同一の事業者に対する同一内容の訴えが、判決確定後も繰り返し提起されることによる事業者の過大な応訴負担等の弊害を取り除こうとしたわけである。そのため、既に確定判決を得た適格団体は、他の適格団体の後訴を制限するので、当該確定判決に係る差止請求権を放棄することはできない（消費者契約法 23 条 6 項）。

### （3）消費者団体訴訟制度における理論的問題

以上のような手続上の特例のみられる消費者団体訴訟であるが、その法的構成に関しては議論がある。

立法者は、適格団体に固有の差止請求権を付与し、それに基づいて差止訴訟の当事者適格が適格団体に認められると考えていたようである<sup>46</sup>。この固有権的構成は民事訴訟の基本構造に馴染みやすく、通常の民事訴訟法の規定がそのまま妥当することになる。さらに、消費者被害の防止・救済という消費者団体の役割（消費者基本法 8 条参照）を遂行するうえで、消費者団体自体に差止請求権を認める必要があることも、その根拠とされる。

しかし、これに対しては、消費者団体訴訟では、差止請求権の主体である「適格団体」と被害者である「不特定多数の消費者」が一致せず、主体と被害者の一致する従来型の差止請求権とは、実体法上もはや同列に扱うことができないはずであるとの指摘がある。

そこで、実体法上の新たな概念構成を試みる見解があらわれた。すなわち、消費者の集合的利益の存在を前提に、その最良の守り手となる消費者団体に私権としての保護請求権（集合的差止請求権）が帰属するとの見解（集合的差止請求権説）である<sup>47</sup>。

この消費者団体訴訟の法的構成をめぐる対立からは、さまざまな派生的問題を分析するうえでの原理的な視座が得られる。たとえば、前述の請求権（後訴）制限効（消費者契約法 12 条の 2 第 1 項 2 号・2 項）は、実体法上の権利制限といっても（立法者）、基準時後の事由に基づいてのみ前訴確定判決を争うことができ（同法 12 条の 2 第 2 項）、訴訟上は既

判力と同様の働きをすることになる。

もっとも、固有権的構成説からは、団体ごとに固有の差止請求権を有しており、前訴と後訴では当事者たる団体が異なるので、前訴判決の既判力は及ばないはずであるから、請求権制限効は、訴訟法上の判決効の制度とは異なるものであって、同一事業者に対する同一内容の訴求が繰り返されることによる弊害（矛盾判決、応訴負担、不経済など）防止のための消費者団体訴訟に特有の政策的制度であるということになる。これに対して、集合的差止請求権説によると、各団体には、消費者の集团的利益のために差止請求権が付与されているのであり、複数の団体による同一事業者に対する同一内容の請求の場合、実質的には同一の消費者の集团的利益が審理対象となっているので、そこに請求権制限効を設ける必要性が認められることになる<sup>48</sup>。すなわち、固有権的構成が団体ごとに固有の差止請求権を認めながら、上記のような弊害対策を講じなければならないというのは、実際には、個々の差止請求権の背後にある法律問題や法的利益が共通であることを意味しており、そうすると、差止請求権の行使により各団体が救済しようとしているのは、消費者の集团的利益という共通の法的利益であると把握する方が自然であるというわけである<sup>49</sup>。

#### （４）消費者団体訴訟の現実的課題

日本で初めて団体訴権を立法化した消費者団体訴訟制度は、未だ十分に機能しているとは言い難い。具体的には、2007年6月から2010年6月の3年間で、内閣総理大臣の認定を受けた適格団体は9団体にとどまり、差止訴訟件数も7件にすぎない<sup>50</sup>。

その原因としては、①適格団体の財政的基盤の脆弱さ<sup>51</sup>、②認知度の低さ、③実効性に対する不信<sup>52</sup>などが挙げられよう。

もっとも、消費者団体訴訟が抱えるさまざまな課題を実際の事件処理を抜きに語るには限界がある。そこで、この制度の実効性などにおける課題とその対策を検討するうえで相応しいと思われる事例を紹介するこ

とにしたい<sup>53</sup>。

2007 年 8 月 23 日に 8 番目の認定を受けた適格団体「消費者支援機構関西」(以下、KC's という)は、不当な勧誘行為を行っていた英会話学校事業者 Y に対して、まず、2008 年 6 月 24 日付で不当な勧誘を是正するよう申し入れたところ、Y はすでに改善済みであるとして、今後不当勧誘を行わない旨の誓約を拒否した。しかし、KC's は、その後も Y による不当な勧誘が行われているとの情報を得たため、同年 8 月 28 日、消費者団体訴訟を提起したところ<sup>54</sup>、2009 年 3 月 4 日に、「今後、不当な勧誘を行った場合、Y はその相手方一人につき金 50 万円を KC's に対して支払う」との違約金条項などを盛り込んだ訴訟上の和解が成立した<sup>55</sup>。

しかし、その後も Y による不当な勧誘行為が続けられているという情報が寄せられた。そこで、KC's は、2009 年 11 月 30 日、消費者 3 名に対して不当な勧誘行為が行われたとして、Y に対して和解条項に基づく違約金 150 万円を請求する文書(違約金請求書)を送付した<sup>56</sup>。これに対して、Y は、自ら求めた 2 週間の支払猶予期間<sup>57</sup>を徒過しても、支払いに応じなかったため、同年 12 月 25 日、KC's は、大阪地方裁判所に執行文付与の訴えを提起するに至った。

その後、Y は、12 月 25 日付で「調査結果のご報告及び廃業のお知らせ」と題する文書を訴外で KC's に送付し、前述 11 月 30 日付の違約金請求書で指摘された消費者 3 名への不当な勧誘の事実はない旨を主張した。2010 年 2 月 18 日、消費者庁と東京都は、Y が就職活動中の大学生らに対し「今の英語力では就職できない」などと不安をあおり、虚偽の説明で強引な勧誘を続けていたとして、特定商取引に関する法律(いわゆる、特商法)に基づき、Y を 6 か月の業務停止命令とする同時行政処分を行った。なお、KC's は、2006 年 8 月に同法による申し出をしており、Y への行政処分が早期に行われることを要請していた。

他方の違約金請求訴訟(執行文付与の訴え)は、Y の代表者が所在不明であることから、訴状は公示送達によらざるを得ず、2 回の延期の末にようやく開かれた口頭弁論は、その第 1 回期日をもって結審し、同年 5 月 31 日、大阪地方裁判所は執行文を付与する旨の判決を言い渡した<sup>58</sup>。

この事案では、適格団体の取り組み全体が奏功しており、消費者団体訴訟はそうした一連の流れのなかにおける一局面に位置づけられるとの見方も許されよう。行政との連携や和解条項の活用による二次的な金銭請求訴訟への転化は、それを裏打ちするものと思われる。適格団体による活動自体が、本事案のように、事業者を廃業に追い込むほどの威力を発揮することは特筆に値しよう。

そうした強力な活動の一環として位置づけられる消費者団体訴訟の件数が僅少であるというのは、退場処分に相当する悪徳業者が経済市場全体に占める割合に比例しているという面もあり、程度の問題はあろうが、日本のビジネス界における自浄作用の高さを示しているということもできようか。

翻ってみると、消費者利益の向上にとっては、一枚のレッドカード（現行の消費者団体訴訟）では不十分であって、そのほかにさまざまなイエローカードも必要はなはずである。そうした観点から、現行の消費者団体訴訟を見直したり、これとは別個の新たな集団的消費者被害回復制度を構築したりする必要性は、現在、一層高まりつつあるものとみられる。

そこで、つぎに、新たな集合訴訟制度を構想するうえでの予備的考察として、既存の制度を分類するなどして、分析の視点の獲得につとめたい。

### Ⅲ 新たな集合訴訟の制度設計に際して

#### 1. 原告適格と判決効（被害者の加入態様）

大量少額被害を一挙に救済する訴訟の原告適格をいかなる者に認めるかという観点からは、消費者団体などの団体に限定する①団体訴訟型と被害者の一部（a named plaintiff）でもよいとする②クラスアクション型に二分される。さらに、①団体訴訟型のうち、国などの公共団体に原告適格を認める公共団体型という特別の類型を観念することもできる<sup>59</sup>。

①団体訴訟型は、ドイツの団体訴権が有名であり、日本の消費者団体訴訟もこれに該当する。なお、①団体訴訟型は、どのような団体に訴権

を認めるかによって②クラスアクション型との距離は可変的である。たとえば、アドホックに結成された被害者団体や環境保護団体に適格を認めると、それらの団体は個別の事件の被害者の代表的な位置づけからして、それだけクラスアクション型に接近しよう<sup>60</sup>。

②クラスアクション型は、さらに、被害者各人がとくに除外申出 (opt-out) をしない限り、メンバーとして当然に判決効を受ける① opt-out 型と、判決効を受けるには被害者各人の加入申出 (opt-in) を要する③ opt-in 型に分類される。① opt-out 型は、アメリカ版クラスアクションとして知られ、カナダやオーストラリアでもみられるが、主流は③ opt-in 型であるということができ<sup>61</sup>、大陸法諸国はもとより (日本の選定当事者訴訟が③ opt-in 型に属することは前述した)、イギリスでも 2000 年の民事訴訟法改正で導入された集団訴訟命令制度は③ opt-in 型である<sup>62</sup>。

そのほか、被害者代表と団体 (公共団体を含む) のいずれも並立的に原告適格を認める制度を有する国も多い。たとえば、ブラジルにおいて 1990 年の消費者保護法によって導入された opt-out 型のクラスアクションの原告適格は、検察官、連邦・州政府および団体 (認可不要) にも認められる<sup>63</sup>。また、スウェーデンにおいて 2002 年の集団訴訟手続法によって設けられたのは、opt-in 型の私的集団訴訟、団体訴訟 (アドホックの団体でもよい)、消費者オンブズマンの公的集団訴訟である<sup>64</sup>。さらに、opt-out 型と opt-in 型を組み合わせる折衷タイプもある。たとえば、ノルウェーやデンマークでは、原則 opt-in 型であるが、きわめて少額であって個別の争点が存在せず、加入申出が困難である場合には例外的に opt-out 方式によることが認められるという<sup>65</sup>。

## 2. 制度目的と手段

訴訟制度の一般的目的を超えて、大量少額被害を一挙に救済する訴訟に固有の目的としては、①事後的な被害の救済 (損害の回復)、②事前の予防 (違法行為の抑止) の二つが考えられ、それらは排他的な関係にあるのではなく、どちらがより主位的かという濃淡の問題である。



そのうえで、それぞれの目的を達成するための手段を想定すると、①事後的な損害の回復のためには、損害賠償請求という手段が選択されるのみであるが（㉔損害賠償型）、違法行為の抑止のためには、直截に違法行為を差し止めること（㉓差止請求型）、加害者に不当利益を吐き出させること（㉒不当利益剥奪型）、あるいは、刑罰に付加した金銭賠償によること（㉑刑罰連動型）などが考えられる<sup>66</sup>。たとえば、大量少額被害の救済を刑罰と連動させることが可能であるのがフランスの付帯私訴であり、したがって、刑事訴追に付帯する消費者団体による損害賠償請求は、違法行為の抑止を目的とする㉑刑罰連動型であるとみることができる<sup>67</sup>。また、経済法（独占禁止法・競争法など）や金融法の分野では、㉒不当利益剥奪型に特化した制度が存する。ドイツにおいて2004年の不正競争防止法改正および2005年のカルテル法改正によって導入された利益剥奪訴訟<sup>68</sup>がその代表例である。日本において類似したものとしては、課徴金制度がある（独占禁止法8条の3・20条の2以下、金融商品取引法172条以下、公認会計士法34条の40以下など）。これは、特定の法令違反者に対して行政上の措置として金銭的負担を課し、それを国庫に納付する手続であり、被害救済を目的としているわけではない<sup>69</sup>。

以上のように主たる制度目的が明白である場合もあるが、そうではなく、目的が重疊的であるために採られる手段も多岐にわたるという場合も多い。たとえば、アメリカのクラスアクションは、損害賠償のほかに差止請求も認められるし、加害者に命じられる金銭の支払いは不当利益を吐き出させるという側面もある。日本の選定当事者訴訟もこの点において変わりはない。これに対して、日本の消費者団体訴訟は、その目的が違法行為の抑止のみであって、事後的被害の救済は想定されておらず、手段も差止請求のみであり、目的・手段におけるその限定性は自明であろう。

ところで、日本では、2006年に「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」（平成18年法律第87号）が制定され、詐欺罪等の財産犯の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）を、その犯罪が組織的に行われた場合やいわゆるマネー・ロンダリングが行われた場

合には、刑事裁判により犯人から剥奪（没収・追徴）<sup>70</sup>して「給付資金」として保管し、申請をした被害者に対して支給するという「被害回復給付金支給制度」が創設された。これは、検察官の選任した被害回復事務管理人が手続の公告や知れている被害者への通知を行い、被害者各人からの支払申請に基づいて被害額の裁定と給付金の支給を行うというものであるが、㉔不当利益剥奪型および㉕刑罰連動型の両面により犯罪抑止を狙い、かつ、被害者の事後的救済にも資するので、㉖損害賠償型の側面をも備える。2011 年 9 月時点で、22 件の適用例があるという<sup>71</sup>。

### 3. 手続構造

損害賠償請求訴訟の手続は、一般的には、まず、不法行為責任や債務不履行責任などの成否（第 1 段階）について進められ、それが肯定された場合にのみ、損害額の算定（第 2 段階）について行われる。被害者が複数の場合、第 2 段階の算定方式には、さらにつぎの二つのタイプに分けられる。すなわち、被害者各人についての賠償額を算定する個別賠償方式と被害者集団に対する賠償総額を算定する一括賠償方式である<sup>72</sup>。

これを踏まえると、上述の㉖損害賠償型の集合訴訟は、通常の個別訴訟と同じく、第 1 段階および第 2 段階を対象とする場合（㉗非分離型）だけでなく、第 1 段階のみを対象として、第 2 段階を個別訴訟に委ねてもよいであろうし（㉘分離型）、さらに、㉖非分離型は、第 2 段階が個別賠償方式か一括賠償方式かでさらに二分される。

㉗非分離型によるのが一般的であるが<sup>73</sup>、㉘分離型もみられるようになりつつあるという<sup>74</sup>。たとえば、フランスにおける 2006 年のグループ訴権法案は、第 1 段階において、全国レベルの認可消費者団体が被告の責任についての確認的判決を求めて提訴し、有責判決の際、裁判所は、関係するすべての消費者に当該判決を告知する方法を示すと同時に、消費者が意思を表明することのできる期限を付与し、第 2 段階において、その期限内に個々の消費者が被告に損害賠償請求書を送付し、それに対する被告の応答に満足しない消費者は、個別に損害賠償請求訴訟を提起

することができるとするものであった<sup>75</sup>。

#### 4. 集合訴訟モデル

以上のような整理・分析を経て、平成 21 年 9 月の内閣府国民生活局「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会報告書」を踏まえて、平成 22 年 9 月に取りまとめられた消費者庁「集団的消費者被害救済制度研究会報告書<sup>76</sup>」は、金銭的被害回復のための集合訴訟モデル案として、opt-out 型、opt-in 型、そして、二段階型の分類に応じて、二段階型の A 案<sup>77</sup> および B 案<sup>78</sup>、opt-out 型の C 案<sup>79</sup>、そして、opt-in 型の D 案<sup>80</sup> という 4 つを示した。

個々に眺めるとそれぞれに困難な課題を抱えるが<sup>81</sup>、平成 23 年 8 月に公表された消費者委員会「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」は、B 案および C 案の長所・利点をできるかぎり加味しつつ、判決効拡張による被告の利害にも配慮すべく、A 案を基軸とした制度設計を行うとの基本的方向を明らかにした<sup>82</sup>。ここで大切なのは、通常の民事訴訟が前提とする権利義務の概念と決別して、糾合される消費者の権利の特殊性を反映させた特別の手続モデルを構築しようとする大胆な発想の転換であろう。さらに言うと、当事者適格や手続保障などの民事訴訟理論上の概念も、従来のそれとは異なる側面が見出されて然るべきである。そこに民事訴訟理論が突然変異のごとく進化する契機が潜むのではないかと期待することもあながち的外れとはいえない。なお、日本における集合訴訟制度をデザインする際の選択肢は以上のモデルに限られるわけではないことは消費者庁の上記報告書の指摘するところであり（消費者委員会の上記報告書も、原告適格を適格消費者団体のみに認めるなど限定的な制度をデザインする）、しかも、集団的消費者被害の多様性に鑑みると、複数の集合訴訟制度を併用したり<sup>83</sup>、メニューを充実させて選択の幅を広げるなどして、腐りやすい権利（perishable rights）の保存方法を様々に備えておくことが肝要であり、その開発に向けた努力を怠ってはならない。

#### IV むすびに代えて

集団的消費者被害の救済という観点から集合訴訟制度の構築に向けた議論が盛んであるが、最後に、集団的消費者被害という枠組みをはずした大量少額被害救済制度のグランドデザインという大局の見地に立って一言しておきたい。

まず、さまざまなタイプの集合訴訟が適材適所に配置され機能するとともに、それらと他の訴訟の機能的連携、あるいは、集合訴訟同士の機能的連携を図ることが重要である。たとえば、日本の消費者団体訴訟において、差止請求の認容判決が言い渡された後に、被害者各人が損害賠償訴訟を個別に提起したり、選定当事者を選定したりすることで、クラスアクション類似の機能を果たすこともできる。こうした消費者団体訴訟と個別訴訟ないし選定当事者訴訟の連携のためには、アメリカのクラスアクションの制度的基盤を参考にしながら、弁護士広告や和解規整などがいかに機能してゆくかを見定める必要がある<sup>84</sup>。

つぎに、とりわけ消費者被害の救済には、集合処理だけでなく、通常の個別訴訟およびその併合である共同訴訟、少額訴訟手続や簡易裁判所の機能の充実などの簡易処理の方向、さらには、訴訟外の ADR の動向<sup>85</sup> などにも目配りしておく必要がある。

最後に、この領域については、各国の実情を踏まえた立法とその運用に関する情報収集を怠ってはならず、比較法学的な手法を用いた考察がとりわけ要求されるものと思われる。世界市場としてのアジア地域のプレゼンスが増しつつある現在、とりわけ、東北アジア三国（日中韓）間の交流は、予断を許さない今後の展開にとってもはや欠くべからざるプロセスである。

#### 【註】

- 1 2009 年 9 月、消費者の視点から政策全般を監視する行政組織である「消費者庁」が発足したことは、行政に期待される役割の大きさを物語ろう。

- 2 たとえば、消費者紛争の適正・迅速な解決を促進するために、国民生活センターを消費者ADRの中核的機関として位置づけるべく、国民生活センターADRの整備（たとえば、対象紛争を「国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要である」という重要消費者紛争に限定するなど）を主な内容とする「独立行政法人国民生活センターの一部を改正する法律」（平成20年法律第27号）が2008年5月に成立したり（2009年4月施行）、また、投資に伴う損失や強引な勧誘など金融に関連するトラブルを指定紛争解決機関のADRにより訴訟に比して迅速かつ廉価に解決することを目指して、金融庁の監督下にある銀行や保険会社、貸金業者などの金融機関に対して指定紛争解決機関との個別の契約締結を義務付けることを原則とする金融ADRが2009年6月の金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連諸法の改正によって導入され、2010年10月より指定紛争解決機関（全銀協、生命保険協会、信託協会、日本損害保険協会、日本貸金業協会など）が業務開始したといった動きが注目される。
- 3 たとえば、研究者による外国法制の調査・研究を行う「集会的権利保護訴訟研究会（代表・三木浩一教授）」、内閣府の国民生活局に置かれた「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会（座長・三木浩一教授）」（2008年12月～2009年8月）、消費者庁に設置された「集団的消費者被害救済制度研究会（座長・三木浩一教授）」（2009年11月～2010年9月）、そして内閣府の消費者委員会に置かれた「集団的消費者被害救済制度専門調査会（座長・伊藤眞教授）」（2010年10月～2011年8月）などがある。なお、現在のクラスアクション等の立法論は、第3期にあたるといわれる（その最新状況に関しては、本文Ⅲ4を参照）。ちなみに、第1期は1970年代から80年代にかけての公害等の高度経済成長の歪みが社会問題化した時期であり、第2期は1990年代から2000年代初頭の改革期である（日本では1996年に民事訴訟法の全面改正が行われ、2001年に司法制度改革審議会意見書が出された）。以上につき、三木浩一「集会的権利保護訴訟制度の構築と比較法制度研究の意義—アメリカのクラスアクションを中心として—」NBL882号（2008年）13頁を参照。

- 4 日本全国で発生した公害病のうち、1910 年代から 1970 年代にかけてのイタイイタイ病 (富山県富山市)、1950 年代の水俣病 (熊本県水俣市)、1960 年代の新潟水俣病 (新潟県新潟市)、そして、四日市ぜんそく (三重県四日市市) を四大公害病と呼ぶ。
- 5 水俣病は、チッソ株式会社が海に流した廃液により惹き起こされた公害病であり、1956 年に熊本県水俣市で発生が確認されたことから、その名がある (英語では *Minamata disease* と呼ばれる)。水俣病は、環境汚染によって惹起された人類史上初の病気であり、「公害の原点」ともいわれる。熊本水俣病患者・家族のうち 112 名は、1969 年 6 月 14 日、チッソを被告として、熊本地方裁判所に損害賠償請求訴訟 (熊本水俣病第一次訴訟) を提起した。その後も提訴が続いたが、とりわけ、熊本、鹿児島両県から関西に移り住んだ水俣病の未認定患者 45 名 (うち死亡 15 名) と遺族が、国と熊本県に損害賠償を求めた関西水俣病訴訟において、2004 年 10 月 15 日、最高裁は、国および県が被害拡大を防止しなかったのは著しく合理性を欠き違法であるとして、国および県に賠償を命じた大阪高裁判決を支持した (最判平成 16・10・15 民集 58 卷 7 号 1802 頁)。
- 6 新潟水俣病は、1965 年に新潟県阿賀野川下流域での水俣病と同様の被害が確認されたことから、「第二水俣病」や「阿賀野川有機水銀中毒」とも呼ばれる。新潟水俣病患者は、1967 年、昭和電工を被告として、新潟地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した (新潟水俣病第一次訴訟)。四大公害病中、発生は最も遅かったが、訴訟は最も早く提起された。
- 7 スモン (SMON) は、「亜急性」、「脊髄視神経」、「抹消神経」障害 (subacute myelo-optico-neuropathy) の略称であり、1955 年頃から散発し、1960 年代後半には大量発生した。その原因がキノホルム投与によるものと判明すると、全国の各地方裁判所に訴えが提起された。被害患者は 1 万人を超え、全国 33 地裁 8 高裁で争われた。その結果、被害患者は全国組織を結成し、救済のみならず薬害の根絶を求める運動を展開し、薬事二法の制定 (1979 年 9 月の薬事法の改正と医薬品副作用被害者救済基金法の成立) に寄与した。
- 8 サリドマイド (thalidomide) とは、1957 年にドイツで発売された睡眠薬で

あるが、妊婦の服用により胎児に異常を引き起こすという被害が世界中に広まった。日本では、1958年、大日本製薬（当時）がサリドマイドを配合した薬品を販売したため被害者が全国に広がり、1963年6月の同社らに対する損害賠償請求訴訟を皮切りに、つぎつぎと訴えが提起されたが、1974年10月26日に東京地方裁判所で製薬会社および国との和解が成立すると、同年11月12日までに全国8地裁で順次和解が成立するに至った。

- 9 森永と素ミルク（中毒）事件とは、1955年に西日本を中心としてヒ素の混入した森永乳業製の粉ミルクを飲用した乳幼児に多数の死者、中毒患者を出した世界最大級の食中毒事件である（1956年6月9日の厚生省発表では、死亡130名、発症12,131名）。被害者のうち55名によって森永乳業および国に対して提起された訴訟は1974年に取り下げられ、同年、被害者・森永乳業・国の話し合いにより和解が成立し、被害者の恒久的救済活動を目的とする「財団法人ひかり協会」が設立された。なお、数十年を経過した現在、こうした被害者団体のあり方が問い直されつつある（再び法廷に）。
- 10 小島武司「変化する社会における訴訟事件の動態とその検討—最近40年間の回顧と将来の展望—」法セ増刊総合特集27号〈現代の裁判〉（1984年）187頁。
- 11 同時審判申出共同訴訟とは、共同被告に対する原告の請求が法律上併存し得ない関係にある場合に、原告の申出に基づいて同時審判される通常共同訴訟をいう。1996年の新民訴法によって導入された。裁判所の弁論分離権限が制限されることから（民訴法41条1項）、弁論分離禁止共同訴訟とも呼ばれる。たとえば、本人に対する契約上の請求と無権代理人に対する請求をする場合（民法117条1項）や、工作物の占有者に対する損害賠償請求と所有者に対する請求（民法717条1項）をする場合などがその例である。旧民訴法下では、原告による複数の請求が相互に法律上併存しえず、単純併合が許されないことから、どちらか一方の認容を優先して申し立て、それが認容されることを解除条件として他の請求の審判を申し立てるという併合形態である「主観的予備的併合」の

許否として議論されていた。判例は、予備的被告の地位不安定および上訴による裁判不統一の危険をおそれて、これを否定したが（最判昭和 43・3・8 民集 22 卷 3 号 551 頁〔百選 3 版 A38 事件〕）、通説は、関連請求を一挙に解決して審判の重複・矛盾を回避し、もって訴訟経済や当事者の便宜に資するというメリットを重視して、これを肯定すべきであるとしていた。新民訴訟法は、相互に両立しえない請求につき、原告の同時審判の申出によって、弁論の分離および一部判決を許さずに併合審理することを認めた。なお、同時審判申出共同訴訟を立法化した新民訴訟法下では、もはや主観的予備的併合を認める余地はないとの見方もあるが、その効用は同時審判申出共同訴訟によってはカバーしきれていないとして、依然として主観的予備的併合の適法性を認める見解が多数を占めるといふ。高橋宏志『重点講義 民事訴訟法・下〔補訂第 2 版〕』（有斐閣、2010 年）287 頁など参照。

- 12 必要的共同訴訟は、さらに固有必要的共同訴訟と類似必要的共同訴訟に二分される。前者は訴え提起の当初から共同訴訟人全員の関与が要件とされる場合であり、後者は共同訴訟である限りは合一確定が法律上保障されるが、全員の関与は要件とされない場合である。
- 13 きわめて説得力に富むものとして、田尾桃二「紛争の一回的一挙的解決ということについて」民事訴訟雑誌 40 号（1994 年）37 頁がある。なお、訴訟共同による判決書の複雑化については、確かに旧法時代の伝統的な判決書における事実主張の整理などに関して、その傾向を看取することができたものの、争点中心の審理に対応した新様式判決書への移行が新法によって追認された後は（253 条 2 項参照）、事情は異なる。
- 14 たとえば、新堂幸司『訴訟物と争点効・下』（有斐閣、1991 年）33 頁以下・60 頁・482 頁など。もっとも、司法現場の隅々に至るまで充満した精密司法の空気は、容易に払拭し得ず、共同訴訟の柔軟な運営には心理的な抵抗感も想像以上に強いものと思われる。
- 15 小島武司「大量被害とその救済—MER/29 訴訟をめぐる—」ジュリ 510 号 117 頁（1972 年）、同『訴訟制度改革の理論』（弘文堂、1977 年）75 頁。



- 16 小島武司『民事訴訟の新しい課題』（法学書院、1975年）5頁、小島・前掲（注15）制度改革75頁など。
- 17 小島武司「モデル訴訟の勧め—協同による手続改善—」時の法令816号（1973年）18頁、小島・前掲（注15）制度改革76頁・138頁。
- 18 東孝行『公害訴訟の理論と実務』（有信堂、1971年）245頁参照。ちなみに、アメリカでは、会社資金が取締役によって不当に流用されているとして38件の訴訟が係属したところ、原告の申立てによって、38件目の事件のトライアルが終了するまで他の37件の事件の進行を停止し、共通の争点に関するかぎりすべての原告が38番目の事件での審理の結果に拘束されるとしたケース（*Bennet v. Bury*, 5 C. P. D. 399 (1880).）がある。これにつき、小島武司『迅速な裁判』（中央大学出版部、1987年）507頁参照。
- 19 公害事件以外にも、雇用などさまざまな分野における裁判所の積極的な政策形成機能につき、ダニエル・H・フット（溜箭将之 訳）『裁判と社会—司法の『常識』再考—』（NTT出版、2006年）228頁以下など参照。
- 20 これは、クラスアクションの起源でもあるという。藪口康夫「現代型訴訟における当事者の拡大（四・完）—選定当事者制度の再構成—」上智法學論集41巻2号（1997年）156頁以下など参照。
- 21 新堂幸司＝小島武司編『注釈民事訴訟法(1)』（有斐閣、1991年）444頁〔徳田和幸〕など参照。
- 22 特定の事件を対象とする集合訴訟には、現行法上、住民訴訟（地方自治法242条の2）および株主代表訴訟〔責任追及等の訴え〕（会社847条〔旧商法267条〕）がある。もっとも、後者は、その構造を代表訴訟と把握する見解ばかりではなく、代位訴訟と捉える見解も有力である。すなわち、代表訴訟的構成によると、一種のクラスアクションと見て、全株主の利益を擁護するとともに、会社経営の違法是正の観点から構成員の一人としての監督権の行使であるとして、担当者のための訴訟担当とは別個の類型の訴訟担当であると位置づけられる（小林秀之「株主代表訴訟の手続法的考察」木川統一郎博士古稀祝賀【上巻】『民事裁判の充実と促進』（判例タイムズ社、1994年）609頁など）のに対して、代位訴訟

的構成によれば、会社全体の利益のために株主に訴訟追行権が認められるとして、法定訴訟担当のうち、担当者のための訴訟担当であるという(高田裕成「株主代表訴訟における原告株主の地位」民商法雑誌 115 巻 4=5 号(1997 年) 540 頁、伊藤真「法定訴訟担当訴訟の構造—株主代表訴訟を材料として」司法研修所論集〈創立 50 周年記念特集号 第 1 巻 民事編 I〉(1997 年) 394 頁など)。

- 23 東孝行「公害訴訟の手続法上の諸問題」判例タイムズ 271 号(1972 年) 15 頁、司法研修所編『集団訴訟における訴訟手続上の諸問題』(法曹会、1978 年) 49 頁、藪口康夫「現代型訴訟における当事者の拡大(4)」上智法学論集 41 巻 2 号(1997 年) 145 頁、司法研修所編『大規模訴訟の審理に関する研究』(法曹会、2000 年) 87 頁、川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』(弘文堂、2005 年) 71 頁など。なお、安達栄司「選定当事者」西口元編集『現代裁判法大系 13 巻〈民事訴訟〉』(新日本法規、1998 年) 3 頁は、旧法下における選定当事者訴訟の利用例を①本人訴訟代行型および②団体結合型の二類型に分けられるとする。①本人訴訟代行型とは、多数者と密接な関係にあり、かつ、実体法的にも代理人的立場にある者に訴訟遂行を代行させるために選定が行われているとみられるものであるとして、具体的には、Ⓐ家屋所有者(=選定当事者)と家屋の賃借人が土地所有者から明渡を請求される場合(大判昭和 15・4・9)、Ⓑ同種の債権を有する者 17 名の代理人が各債権につき一括して締結した連帯保証契約の履行を請求する場合(最判昭和 33・4・17) などがあるという。②団体結合型とは、すでに多数者が特定の経済的または社会的な目的の下に団体的に結合している場合であるとして、具体的には、Ⓒ講の落札者に対し掛戻債務を請求する未落札者全員による選定(大判昭和 10・9・20)、Ⓓ民法上の組合の組合員による選定(最高判昭和 37・7・13 日)[ただし、本判決は選定の事実が認められない事案であった] などがあるという。
- 24 クラスアクションは、共通の事実関係や法律問題を抱える一定範囲の人々(=クラス)を代表して、一人または数名の者がクラス全員のために訴訟当事者となる制度であり、アメリカでは、一定範囲の人々は当然

- にクラスのメンバーとされ、脱退には opt-out を要する。
- 25 クラスアクション導入の議論の高まりは、政界から（「資料」集団代表訴訟に関する法律案—公明党—）自由と正義6巻9号（1975年）64頁参照）、学界から（クラスアクション立法研究会「代表当事者訴訟法試案」ジュリ672号（1978年）17頁参照）、そして、法曹界から（第1東京弁護士会公害対策委員会「集団代表訴訟法案と概説」ジュリスト759号（1982年）127頁参照）、それぞれ立法案が出されるほどであった。
  - 26 1970年代から80年代にかけて、世界各国がアメリカのクラスアクションに注目しつつも、経済優先の観点からその導入には消極的であったという。山本和彦「集会的権利保護訴訟制度の検討（上）」監査役567号（2010年）45頁など参照。ちなみに、山本・上掲によると、当時、アメリカ型クラスアクションの導入に踏み切ったのは、カナダのケベック州（1978年）などごく一部の例外にとどまるという。
  - 27 伊藤真『民事訴訟の当事者』（弘文堂、1978年）118頁以下、同「紛争管理権再論」竜崎喜助先生還暦記念『紛争処理と正義』（有斐閣、1988年）203頁以下など。
  - 28 最判昭和60・12・20判時1181号77頁。
  - 29 これは、1972年に南カリフォルニア大学教授（当時）クリストファー・ストーンが提唱した「自然の権利」思想に端を発する（See Christopher D. Stone, "Should Tree Have Standing? — Toward Legal Rights for Natural Objects", 45 S. Cal. L. Rev. 450, 1972）。
  - 30 たとえば、イリオモテヤマネコ等22種の動物を原告としたリゾート開発差止請求訴訟は、当事者能力の欠缺を理由に却下された（東京地判平成15・2・26）
  - 31 具体的には、①メンバーへの通知が実行可能な最善のものであればよい（新聞広告でもよい）というのでは判決効を受ける当事者への手続保障として問題ではないか、②代表者が総員の損害について一括して支払いを受けるには、個別の損害の立証なしに損害額を認定せざるを得ないが、これでは損害の積み上げ方式を建前とする日本の損害賠償訴訟の実務とは整合しないのではないか、といった意見が出された。竹下守夫＝青山

善充 = 伊藤眞 編集代表『研究会新民事訴訟法—立法・解釈・運用—』(有斐閣、1999 年) 50 頁〔柳田幸三 発言〕参照。

- 32 たとえば、「民事訴訟法に関する改正要綱草案」において選定者を募るための広告制度が取り上げられていたが、結局、立法化には至らなかった。この点につき、長谷部由紀子「選定当事者制度の改革」竹下守夫編集代表『講座新民事訴訟法 I』(弘文堂、1998 年) 120 頁など参照。
- 33 司法制度改革審議会意見書は、団体訴権について、「我が国における団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等については、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべきである」とする一方で、クラスアクションに関しては、「新民事訴訟法において、選定当事者の制度を拡充し、クラス・アクションに類似する機能を果たしうるように改めたところであり、選定当事者制度の運用状況を見定めつつ、将来の課題として引き続き検討すべきである」とした。
- 34 個人の権利保護に依拠したこれまでの民事訴訟制度からの転換を意味する消費者団体訴訟制度を創設した消費者契約法の一部改正は、実体法(消費者契約法)の役割を個々の取引次元における個別消費者保護から一般的な次元での消費者保護を含むものに転じた出来事である旨の指摘がある。高田昌宏「消費者団体訴訟制度の現状と課題」法の支配 155 号(2009 年) 7 頁。
- 35 差止請求訴訟は、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなされ(消費者契約法 42 条)、訴訟の目的の価額は 1,600,000 円と算定されるので(民訴費用法 4 条 2 項)、事物管轄は地方裁判所に認められ(裁判所法 33 条 1 項 1 号・24 条 1 号)、また、貼付印紙額(提訴手数料)は 13,000 円となる(民訴費用法別表第 1)。ちなみに、提訴手数料を含む訴訟費用の負担については、一般原則通り、敗訴者負担の原則(民訴法 61 条)が妥当する。なお、適格団体は、差止請求権の行使に際して、その相手方から財産上の利益を受けることを禁じられるが、訴訟費用の償還を受けることは許される(消費者契約法 28 条 1 項 1 号)。
- 36 事前請求(消費者契約法 41 条)以前の段階でも、消費者団体が事業者

に対して善処を求めるさまざまな手段（「お問い合わせ」や「申入書」など）を講じることがあり（川戸周平「消費者団体訴訟制度と適格消費者団体の取り組み～『特定非営利活動法人消費者支援機構関西』の活動から～」月報司法書士 454 号（2009 年）37-40 頁など参照）、その実務上の効果は小さくはないであろう。

- 37 前掲・注 35) 参照。
- 38 具体的には、被告事業者等が、個人ならその住所等（民訴法 4 条 2 項）、内国法人その他の社団・財団ならその主たる事務所または営業所等（同条 4 項）、あるいは、外国の社団・財団なら日本における主たる事務所または営業所等（同条 5 項）によって決まる。
- 39 ①被告の（主たるもの以外の）事務所または営業所における業務に関して生じた事件については、当該事務所または営業所を管轄する地方裁判所にも提訴することができる（消費者契約法 43 条 1 項、民訴法 5 条 5 号）。また、②差止の対象となる事業者等の行為があった地を管轄する地方裁判所にも提訴することができる（消費者契約法 43 条 2 項）。これは、事務所等を転々として管轄逃れを目論む悪失業者対策のために置かれた規定である。
- 40 三木浩一「日本における消費者団体訴訟制度」法学研究 81 卷 11 号（2008 年）87 頁など参照。
- 41 なお、適格団体は、この通知・報告に代えて、すべての適格団体および内閣総理大臣が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じることができる（消費者契約法 23 条 4 項柱書 2 文）。
- 42 実質的判断に及ばない確定判決等としては、①訴え却下の確定判決、②不当な目的に基づく濫用的な請求に該当することのみを理由として棄却した確定判決・仲裁判断、③差止請求権不存在確認請求を棄却した確定判決が挙げられる（消費者契約法 12 条の 2 第 1 項 2 号イロハ）。
- 43 これに対し、前訴の口頭弁論終結後に生じた事由に基づいて差止請求することは許される（同法 12 条の 2 第 2 項）。また、当事者たる適格団体

が不特定多数の消費者の利益に著しく反する訴訟追行を行ったとの理由で適格認定を取り消されたとき (同法 34 条 1 項 4 号)、および、適格認定がすでに失効し、または、他の理由で取り消された場合に、同様の取消事由に該当する事実が認定されたとき (同条 3 項) は、他の適格団体は差止請求訴訟を提起することができる。

- 44 内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説消費者契約法〔新版〕』(商事法務、2007 年) 241 頁。
- 45 三木・前掲 (注 40) 87 頁
- 46 上原敏夫「消費者団体訴訟制度 (改正消費者契約法) の概要と論点」自由と正義 57 卷 12 号 (2006 年) 68 頁、三木浩一「訴訟法の観点から見た消費者団体訴訟制度」ジュリスト 1320 号 (2006 年) 62 頁、菱田雄輝「消費者団体訴訟の課題」法律時報 79 卷 1 号 (2007 年) 96 頁、高田・前掲 (注 34) 8 頁など。
- 47 総合研究開発機構 = 高橋宏志共編『差止請求権の基本構造』(商事法務研究会、2001 年) 126 頁 [森田修]、山本豊「消費者団体訴訟制度の基本的特色と解釈問題」法律のひろば 60 卷 6 号 (2007 年) 40 頁、三木浩一「消費者利益の保護と集会的訴訟制度」現代消費者法 1 号 (2008 年) 90 頁など。
- 48 高田・前掲 (注 34) 18 頁注 31。
- 49 なお、固有権の構成をとるドイツの団体訴訟制度において、団体に固有の差止請求権ごとに訴訟物が別個であるので、ある団体の確定判決が他の団体による同一事業者に対する同一内容の訴えに、何らの影響も及ぼさないとの見解が多数を占めることにつき、高田昌宏「ドイツの消費者団体訴訟制度」ジュリ 1320 号 (2006 年) 116 頁を参照。
- 50 2011 年 6 月時点においても、適格団体の数に変化はない。消費者庁の HP「消費者の窓」(<http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/soken/tekikaku/zenkoku/zenkoku.html>) 参照。
- 51 適格団体に対する公的支援はなく、寄附や弁護士のボランティアで賄われている面がある。訴訟費用の負担も軽くはなく、勝訴すれば被告の負担となるにしても (民訴法 61 条)、差止請求に限られるので、不当な利

益を被告から回収することもできず、適格団体にとって提訴に対する経済的インセンティブは見当たらない。

- 52 最大の要因は、訴訟物が差止請求権に限定される点であるが、消費者団体訴訟の差止請求自体にも問題がないわけではない。たとえば、被告事業者の約款の廃棄を求めることは可能であるが、内容の改変を求めることが事業者の裁量との関係でどこまで許されるかは議論のあるところであり（たとえば、「違約金の額を金〇〇円に改めよ」といった主文は許されない）、また、事業者がモデル約款や標準約款を推奨する行為は差止の対象とされていないが、推奨行為を差止の対象としなければ、たとえば、モデル約款に不当な契約条項が含まれていたような場合には、個々の事業者ごとに差止請求をしなければならず、根本的な解決にはならないといった指摘もある（「消費者団体訴訟制度シンポジウム in 東京」における佐々木幸孝氏 [日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員] の発言。これにつき、以下の URL を参照。<http://www.consumer.go.jp/seisaku/shingikai/20bukai6/file/shiryo3-3.pdf>）。
- 53 事件内容の詳細については、以下の URL を参照。<http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2008/0624.html>
- 54 訴状は、以下の URL を参照。<http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2008/img/0624e.pdf>
- 55 和解条項は、以下の URL を参照。<http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2008/img/090304a.pdf>
- 56 違約金請求書の全文は、以下の URL を参照。<http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2008/img/091204a.pdf>
- 57 支払猶予を求めた要請書（2009年12月2日付）の全文は、以下の URL を参照。<http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2008/img/091204b.pdf>
- 58 判決文（判例集未搭載）は、以下の URL を参照。<http://www.kc-s.or.jp/report/report1/2008/img/100531hanketsu.pdf>
- 59 公共団体型の典型例は、アメリカの父権訴訟（*parens patriae actions*）である（山本・前掲（注26）47頁）。これは、自らの利益を主張することのできない住民を代表して、州司法長官等が住民の被害救済や保護を目

- 的に損害賠償請求を行うという opt-out 型の訴訟である。上原敏夫『団体訴訟・クラスアクションの研究』(商事法務、2001 年) 159 頁、佐野つぐ江「米国におけるパレンス・パトリー訴訟制度と賠償金の分配」国際商事法務 31 卷 7 号 (2003 年) 939 頁、高澤美有紀「独占禁止法と団体訴訟—私訴制度の改善—」調査と情報 576 号 (2007 年) 4-5 頁など参照。
- 60 山本・前掲 (注 26) 47 頁。なお、このような発想に基づく解釈論が前述の紛争管理権説であるといえよう。
- 61 中国では、1991 年の民事訴訟法によって代表訴訟制度が立法化されたところ、それは構成員の人数が確定的か不確定的かで 2 類型に分けられ、前者は日本の選定当事者訴訟 (opt-in 型) を、後者はアメリカ型のクラスアクション (opt-out 型) に範疇を求めたという。第 5 回東北アジア民事訴訟法学会国際シンポジウムにおける王福華 (Wang Fuhua) ・上海交通大学教授の報告 (The development of Group Litigation in China) 参照。
- 62 イギリスの集団訴訟命令制度は、日本の選定当事者訴訟同様、機能不全に陥っているという。山本・前掲 (注 26) 50 頁。
- 63 アントニオ・ジディ [三木浩一ほか訳] 「ブラジルにおけるクラス・アクション」国際商事法務 34 卷 8 号 (2006 年) 997 頁～35 卷 4 号 (2007 年) 547 頁。
- 64 スウェーデンの集団訴訟手続法につき、萩原金美訳『[翻訳] スウェーデン手続緒法集成』(中央大学出版部、2011 年) 1 頁以下を参照。なお、スウェーデンでは、opt-in による加入率は相当高いという。山本・前掲 (注 26) 51 頁。
- 65 これらの制度は、ノルウェーでは 2005 年の「民事紛争における調停及び訴訟に関する法律 (いわゆる、紛争法)」によって、デンマークでは 2007 年の改正司法運営法によって、それぞれ認められた。三木浩一「ノルウェーにおけるクラスアクション (集団訴訟制度) の概要 (上)」NBL915 号 (2009 年) 46 頁以下、上原敏夫「デンマークにおけるクラスアクション (集団訴訟制度) の概要」NBL917 号 (2009 年) 72 頁以下を参照。
- 66 この分類は、山本・前掲 (注 26) 47 頁に負うところが大きい。



- 67 山本和彦「フランスにおける消費者団体訴訟」ジュリスト 1320 号（2006 年）100 頁以下。もっとも、その制度目的は、必ずしも違法行為の抑止にあるとは言い切れない（山本・前掲（注 26）48 頁）。
- 68 不正競争防止法（UWG）改正による利益剥奪訴訟は、有資格の消費者団体、営業利益促進団体、商工会議所・手工業会議所といった団体訴訟の認可団体（UWG 8 条 3 項 2～4 号）に原告適格が認めるのに対して、カルテル法改正による利益剥奪訴訟は、それらにカルテル庁が加わる（GWB 34 条）。いずれも、違反事業者から違法行為によって得られた利益を国庫へ支払うよう請求するもので、被害者への分配は予定されていない。なお、原告団体は、訴訟に要した費用等を国庫に納められた利益の額を限度として、連邦機関に請求することができる。そのほか、アメリカの連邦取引委員会（Federal Trade Commission; FTC）や証券取引委員会（Securities and Exchange Commission; SEC）による利益回復訴訟も◎ 不当利益剥奪型に特化した制度である（山本・前掲（注 26）49 頁）。なお、FTC については、三木浩一「アメリカ合衆国連邦取引委員会（FTC）による消費者保護のための公益的な民事訴訟の概要—わが国における新たな消費者保護訴訟制度の構築に向けて—」青山善充先生古稀祝賀記念論文集『民事手続法学の新たな地平』（有斐閣、2009 年）493 頁以下、越知保見「英独仏及び米国 FTC の最新の競争法執行手続と日本の新執行手続—米国型から欧州型への転換による新時代の到来—」国際商事法務 38 巻 5 号（2010 年）585 頁以下などを参照。
- 69 山本・前掲（注 26）49 頁。
- 70 この剥奪は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（いわゆる、組織犯罪処罰法）」の 2008 年改正によって認められた。
- 71 法務省の HP に支給手続開始事件一覧が掲載されている。<http://www.kensatsu.go.jp/higaikaihuku/index.htm> を参照。
- 72 小島・前掲（注 15）制度改革 88 頁以下。
- 73 ④非分離型であるがゆえに、一括賠償方式の工夫がなされてきたわけである。
- 74 山本・前掲（注 26）48 頁。

- 75 後藤卷則「消費者団体と損害賠償請求—二段階構造型消費者団体訴訟の視点—」早稲田法学 84 卷 3 号 (2009 年) 55 頁、63 頁など参照。同法案は、大統領選挙などのために廃案になったが、同内容の法案が続けて検討されているという (山本・前掲 (注 26) 50 頁)。
- 76 [http://www.cao.go.jp/consumer/doc/101028\\_shiryout2-1-2.pdf](http://www.cao.go.jp/consumer/doc/101028_shiryout2-1-2.pdf) および [http://www.cao.go.jp/consumer/doc/101028\\_shiryout2-2-2.pdf](http://www.cao.go.jp/consumer/doc/101028_shiryout2-2-2.pdf) を参照。
- 77 A 案の特徴は、①手続進行主体が提訴すること、②裁判所が訴訟進行の許可・不許可決定をすること、③訴訟進行不許可決定が確定すると訴訟が終了すること、④対象消費者に不利な判決の効力は対象消費者に及ばないが、請求認容判決は、対象消費者の範囲を特定したうえで、責任原因および (可能であれば) 債権額の計算方法について確認すること、⑤手続進行主体および相手方は、一定期間内に一段階目の判決に上訴すること、⑥認容判決が確定した場合には公告すること、⑦対象消費者の債権確定手続を行うこと、⑧債権確定手続で債権額が確定されなかった請求については二段目の判決を行うこと、である。
- 78 B 案の特徴は、①手続進行主体が提訴すること、②裁判所が訴訟進行の許可・不許可決定をすること、③訴訟進行許可決定が確定した場合には、opt-out の機会を付与すべく通知・公告を行う一方、訴訟進行不許可決定が確定した場合には、訴訟が終了すること、④対象消費者は一定期間内に opt-out を行うこと、⑤判決の効力は、opt-out しないかぎり、対象消費者に有利にも不利にも及び、請求認容判決は、対象消費者の範囲を特定したうえで、責任原因および (可能であれば) 債権額の計算方法について確認すること、⑥手続進行主体および相手方は、一定期間内に一段階目の判決に上訴すること、⑦請求認容判決が確定した場合には公告を行うこと、⑧対象消費者の債権確定手続を行うこと、⑨債権確定手続で債権額が確定されなかった請求については二段目の判決を行うこと、である。
- 79 C 案の特徴は、①手続進行主体が提訴すること、②裁判所が訴訟進行の許可・不許可決定をすること、③訴訟進行許可決定が確定した場合には、opt-out の機会を付与すべく通知・公告を行う一方、訴訟進行不許可決定

が確定した場合は訴訟が終了すること、④対象消費者は、一定期間内に opt-out を行うこと、⑤判決の効力は、opt-out しないかぎり、対象消費者に有利にも不利にも及び、請求認容判決は、対象消費者の範囲を特定したうえで、対象消費者の総員に対して支払うべき金額の総額を手続進行主体に支払うよう命ずる判決を行うこと、⑥手続進行主体および相手方は、一定期間内に一段階目の判決に上訴しうること、である。

- 80 D 案の特徴は、①手続進行主体が提訴すること、②裁判所が訴訟進行の許可・不許可決定をすること、③訴訟進行許可決定が確定した場合には、opt-in を促すために公告を行う一方、訴訟進行不許可決定が確定した場合は訴訟が終了すること、④対象消費者は、一定期間内に opt-in を行うこと、⑤判決の効力は、opt-in をした対象消費者に有利にも不利にも及び、請求認容判決は、個々の対象消費者を特定し、対象消費者ごとの債権額を特定すること、⑥手続進行主体および相手方は、一定期間内に一段階目の判決に上訴しうること、である。
- 81 民事訴訟法学の観点からは、とりわけ、大村雅彦「集散的権利保護訴訟モデルの予備的検討」民事訴訟雑誌 57 号（2011 年）1 頁以下に加えて、第 81 回日本民事訴訟法学会大会（2011 年 5 月開催）のシンポジウム「消費者集合訴訟制度の可能性と課題」（民事訴訟雑誌 58 号掲載予定）を参照。
- 82 <http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/shudan/index.html>
- 83 大高友一＝野々山宏「集団的消費者被害救済制度に向けた実務からの提言」現代消費者法 8 号（2010 年）43 頁・45 頁など。
- 84 アメリカ法におけるクラスアクションの和解規整を参考としながら、選定当事者訴訟における訴訟上の和解について考究したものとして、小林学「選定当事者訴訟と訴訟上の和解—拡散利益救済のための基盤条件の整備—」新報 107 巻 5 = 6 号（2000 年）161 頁以下など参照。
- 85 たとえば、韓国の「集合調停制度」が参考となろう（これにつき、金祥洙「集団調停による消費者紛争の解決—韓国における実情について—」みんけん 619 号（2008 年）2 頁など参照）。また、通常の消費者被害ではないが、拡散的利益の救済という点において、東京電力福島第一原発事故の賠償

をめぐる「原子力損害賠償紛争審査会」(原子力損害の賠償に関する法律 18 条に基づき文部科学省に設置)の処理いかんには、問題解決の試金石としての意味合いを見出し得ようか。

(こじま・たけし 桐蔭横浜大学学長)

(こばやし・まなぶ 桐蔭横浜大学教授)